

駐留軍関係離職者等臨時措置法の 有効期限延長に関する意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成25年5月16日で有効期限を迎える。駐留軍雇用については米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては、平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で「普天間飛行場の移設や在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還」等が合意されている。また5つの対象施設には3,862名（平成24年3月末）、海兵隊施設には4,977名（平成24年3月末）の従業員が勤務し、状況如何によっては、雇用継続が困難になる事態も懸念される。

一方、全国の失業率は4%で推移しているが、県内の失業率は全国の約2倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではない。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出すると、県経済に与える影響は大きく、地域的な雇用情勢は危機的な状態に陥る事は明らかである。

よって、うるま市議会は有効期限をむかえる「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の再延長を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月4日

沖縄県うるま市議会

宛先 防衛大臣 厚生労働大臣 国家戦略担当大臣